

【諮問第25・26号】

5 川公審第9号
平成5年12月28日

川崎市教育委員会
委員長 佐藤博磨様

川崎市公文書公開審査会
会長 山田二郎

公文書閲覧等請求に対する拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成4年12月16日付け4川教庶第831号及び4川教庶第822号をもって川崎市教育委員会から諮問のありました不服申立人 の公文書閲覧等請求にかかる不服申立てについて、次のとおり一括して答申いたします。

1 審査会の結論

本件不服申立てに関係する公文書は下記のとおりいずれも存在していないことが認められるので、実施機関・川崎市教育委員会の拒否処分は結論において妥当である。

- (1) 「(仮称)健康学園建設に係る委員会内部の会議録」(諮問第25号)に関係する公文書は存在しないと認定する。
- (2) 「90年度『いわゆる登校拒否について』シンポジウムの記録」及び「91年度『仮称健康学園』のシンポジウムの記録」(諮問第26号)に関係する公文書は存在しないと認定する。

2 不服申立ての趣旨及び経緯

- (1) 不服申立人 (以下「不服申立人」という。)は、川崎市情報公開条例(昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、平成4年11月14日付けをもって「(仮称)健康学園建設に係る委員会内部の会議録一切」の閲覧等の請求をしたが、同月16日に、実施機関・川崎市教育委員会(以下「市教委」という。)は、対象文書を(仮称)健康学園建設構想委員会(以下「構想委員会」という。)及び(仮称)健康学園建設推進委員会(以下「推進委員会」という。)の会議録と判断し、同月27日付けでこれらの委員会とも会議の記録はとっておらず該当する公文書は存在しないとして拒否処分としたことから、平成4年12月15日、条例第14条第1項に基づき、その不存在を争いすべての会議録の公開を求めて不服申立てを行った(諮問第25号)。
- (2) 不服申立人は、条例第6条の規定に基づき、平成4年11月14日付けをもって「90年度『いわゆる登校拒否について』シンポジウムの記録」及び「91年度『仮称健康学園』のシンポジウムの記録」の閲覧等の請求をしたが、同月27日に、実施機関・市教委は、当該シンポジウムの記録をとっておらず該当する公文書は存在しないとして拒否処分としたことから、平成4年12月15日、条例第14条第1項に基づき、その不存在を争いシンポジウムの記録の公開を求めて不服申立てを行った(諮問第26号)。
- (3) 実施機関・市教委は、諮問第25・26号にかかる理由説明書を、平成5年1月21日に提出し、それに対し不服申立人は意見書を、平成5年4月21日に提出した。当審査会は、平成5年5月27日に実施機関・市教委から事情聴取を行い、また、平成5年7月10日に不服申立人及び補佐人から口頭意見書陳述を聴き、関係諸資料の提出を受けた。

3 審査会の判断

当審査会は、両諮問にかかる実施機関と不服申立人との各主張について一括して審理した結果、以下のように判断する。

条例は、情報公開の理念の実現を図るために、公文書の公開に必要な事項を定めている(1条)。条例において、公文書とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画(磁気テープその他これに類するものから出力又は採録されたもの及びマイクロフィルムを含む。)で当該実施機関が管理しているものをいう」(2条1項)とされている。

本件不服申立てにおいては、実施機関としての市教委の職員が職務上作成し、又は取得した文書で実施機関・市教委が管理している公文書が存在するかが問題である。

(1) 諮問第 25 号について

諮問第 25 号において、実施機関・市教委は、請求のあった「(仮称)健康学園建設に係る委員会内部の会議録一切」について、構想委員会及び推進委員会で検討・協議のうえまとめられた最終結果は、報告書として提出されることとなっていたので協議経過について記録をし、保存する必要はないと考えていたとし、また、それらの委員会での会議の進行に当たっては、それぞれの委員会開催時にその内容について各委員がメモするなどして進めていたので、会議録としてまとめた公文書は存在していないという。

これに対し、不服申立人は、重要な行政施策決定の根拠を示す資料が存在するものとして、メモを含め最終報告書の根拠となる会議資料の公開を求めている。

実施機関・市教委から提出された『仮称川崎市健康学園建設構想委員会報告書』（平成 3 年 3 月刊）によれば、「仮称川崎市健康学園建設構想委員会」設置及び運営要項第 8 条において、事務局は「教育委員会指導部」におくとされ、事務局として市教委の指導部第 2 課長・指導事務係長及び指導主事が担当し、さらに同委員会には、市教委から委員として指導部長及び施設部長が参加している。また、同様に、『仮称川崎市健康学園建設推進委員会中間まとめ』（平成 4 年 3 月刊）においても、同委員会委員として市教委指導部長のほか指導第 2 課長、指導主事 2 名が参加するほか、「平成 3 年度仮称川崎市健康学園建設推進委員会」設置及び運営要項第 7 条において、事務局を「川崎市教育委員会指導部」におくとされ、市教委指導部第 2 課指導事務係長及び指導主事 2 名が事務局を担当している。

これらのことなどからすると、構想委員会及び推進委員会は、市教委の設置する諮問機関のような外観を呈するものであり、実施機関・市教委と深い関係があるものといえる。したがって、会議の経過及びその結果が報告書にまとめられることになっていたとはいえ、構想委員会及び推進委員会の事務局を担当する市教委の職員が同委員会の会議の記録や後記のシンポジウムの記録を職務上作成するか管理していなかったことは、重要な教育行政に深い関わりをもつ事業の検討を構想委員会及び推進委員会に諮った実施機関・市教委として文書作成及び管理において適切さを欠くという非難は免れないといえよう。しかし、当審査会が実施機関・市教委に対して行った調査によれば、不服申立人の主張する構想委員会及び推進委員会の会議録を含む会議の経過及び結果を記録した文書が実施機関・市教委に存在するとは認められない。

(2) 諮問第 26 号について

諮問第 26 号において、実施機関・市教委は、請求のあった「90 年度『いわゆる登校拒否について』シンポジウムの記録」及び「91 年度『仮称健康学園』のシンポジウムの記録」について、それぞれのシンポジウムは、各委員会が、(仮称)健康学園の構想を策定するために開催したものであり、その内容は各委員が実施機関に最終的に報告する報告書に反映されるものであることから、とくに各シンポジウムの記録を保存する必要はないものと考えていたものであり、参加した各委員会の委員がそれぞれメモしていても、その記録を公文書として保存することは行わなかったため、記録された公文書は存在しないという。

これに対し、不服申立人は、シンポジウムは、「登校拒否」の理解と宿泊治療施設について市民の声を聞くために開かれたもので、当事者の意見がどのように報告書に反映されたかを知るために公開を求めたところ、公文書不存在を理由に請求を拒否されたが、調査の結果、市議員に対してシンポジウムの記録が提出されていたことがあり、公文書の不存在には理由がないとする。

平成5年7月10日に不服申立人が口頭意見陳述の際提出した関係資料によれば、平成3年1月19日及び平成3年1月29日に開催された第1回及び第2回の「いわゆる登校拒否をめぐって」のシンポジウムの記録と認められるワープロで作成した文書のコピーが存在することが認定される。

そこでこの文書が公文書であるかどうか判断されなければならない。

条例2条1項によれば、条例で対象とされる公文書は「実施機関の職員が職務上作成し・・・た文書・・・で当該実施機関が管理しているもの」とされている。そして、問題の文書が公文書に該当するかどうかの判断は、本市の条例が、決裁済み・供覧済み文書に限らず広く「公文書」を対象としていることから、実施機関により職務上作成され、又は管理された文書が否かを実質的に判断しなければならない。

実施機関・市教委は、当初、理由書において、シンポジウムの記録は一切作成していないと主張していたが、不服申立人の提出した上記シンポジウムの記録と認められるワープロで作成した文書のコピーについて当審査会が調査をしたところ、構想委員会事務局を担当（兼務）していた指導主事が事務局の職員としてこのワープロによる記録を作成したものと認められる。

しかし、構想委員会では、シンポジウムの記録を残すことを予定していたものではなく、また上記の作成されたシンポジウムの記録は、実施機関・市教委においてはこれらを取得し、管理してきていないことが認められるのであり、「実施機関・市教委の作成又は管理」に属する公文書とはいえない。

また、推進委員会の主催する健康学園建設に関するシンポジウムは、上記のほかに、平成3年9月に「（仮称）健康学園建設をめぐって」と題して3回開催されているが、この記録については、当審査会の職権による調査において、記録の存在が認められない。

したがって、シンポジウムの記録を実施機関・市教委が作成又は管理していないことについては前述のとおり不適切さを残しているのであるが、シンポジウムの記録の存在を前提とする不服申立ては理由がなく開示請求は認められないと判断される。

以上、審査会の結論に記載のとおり答申する。